

千歳市における特定随意契約の手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市が発注する物品の購入又は役務の提供に関する契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する特定の者（以下「特定団体等」という。）を相手方として同規定に基づき随意契約の方法により締結する契約（以下「特定随意契約」という。）に関する手続等について必要な事項を定める。

(機会均等、透明性及び公正性の確保)

第2条 特定随意契約による場合は、特定の相手方を選定して契約を行う特例的な取扱いであることに留意し、契約手続における原則である機会均等、透明性及び公正性の確保の観点から他の事業者に配慮しながら事務を取り扱うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。

(1) 障害者支援施設等

特定団体等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者をいう。

(2) シルバー人材センター連合等

特定団体等のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に規定する者をいう。

(3) 母子福祉団体

特定団体等のうち、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129条）に規定する者をいう。

(登録の対象)

第4条 登録の対象となる特定随意契約は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 障害者支援施設等において製作される物品を買い入れる契約

(2) 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約

(3) シルバー人材センター連合等から役務の提供を受ける契約

(4) 母子福祉団体が提供する役務で、当該役務の提供に使用される者が主として母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約

(対象金額)

第5条 特定随意契約の対象となる契約は、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号。以下「契約規則」という。）第21条に定める額を超えるものとする。

(登録の届出)

第6条 特定随意契約の相手方になろうとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定随意契約登録届出書（第1号様式）

(2) 物品・役務届出書（第2号様式）

(3) 特定団体であることを証明する書類

- (4) 許可、登録等を要する事業については、許可証等の写し
- (5) 預金口座振込申出書（千歳市会計規則第27号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 登録の届出は、随時受け付けるものとする。

（登録）

第7条 市長は、前条の届出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは特定随意契約登録名簿（第3号様式。以下「名簿」という。）に登載して登録するものとし、登録を行ったときは、その旨を第4号様式により、当該届出者に通知するものとする。なお、登録しないこととしたときは、理由を付してその旨を第5号様式により、当該届出者に通知するものとする。

2 前項の名簿の管理及び公表に関する事務は、特定団体等と主として関係する課等が所管するものとし、関係する課等がないときは、契約管財課が所管するものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、特定随意契約に関する登録を受けた者が次の各号に該当するときは、登録を取り消すものとする。この場合、理由を付してその旨を第6号様式により、その者に通知するものとする。

- (1) 特定団体等に該当しなくなったとき
- (2) 偽りやその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (3) 特定随意契約の対象となる物品の製作又は役務の提供をしなくなったとき
- (4) 登録取消しの申し出があったとき
- (5) その他市長が必要と認めるとき

（変更、廃止等の届出）

第9条 名簿に登載された者は、名簿の登載内容に変更が生じたときは特定随意契約変更届出書（第7号様式）を、廃止又は休止するときは特定随意契約廃止等届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（発注見通しの公表）

第10条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、特定随意契約調査票（第9号様式）により、遅滞なく契約の内容等を契約管財課長に報告し、契約管財課長は、契約規則第21条の2第1項に規定する発注の見通しに関する事項を特定随意契約公表書（第10号様式）及び次に定めるところにより、公表するものとする。

なお、随時に契約の必要性が生じたものなど、その契約の発注の見通しの公表時期と当該契約に係る発注手続の時期が同時期になる場合にあっては、契約規則第21条の2第2項の規定による契約の内容に関する事項の公表を行うことによって、同条第1項の規定による契約の発注の見通しに関する事項の公表があったものと見なすものとする。

(1) 公表時期

原則として、4月1日以後、当該年度における特定随意契約の発注の見通しがつき次第遅滞なく公表するものとする。なお、公表した事項に変更（取消しの場合を含む。）があったときは、変更後の内容を公表するものとする。

(2) 公表方法

契約管財課のホームページに掲載し、閲覧に供して公表するものとする。

(3) 公表期間

当該公表の日から当該年度の3月31日まで、公表するものとする。

(契約締結状況の公表)

第11条 特定随意契約を締結した課等の長は、特定随意契約調査票により、遅滞なく契約の内容等を契約管財課長に報告し、契約管財課長は、契約規則第21条の2第2項に規定する契約の締結状況に関する事項を特定随意契約公表書及び次に定めるところにより、公表するものとする。

(1) 公表時期

契約締結後、速やかに公表するものとする。

(2) 公表方法

契約管財課のホームページに掲載し、閲覧に供して公表するものとする。

(3) 公表期間

当該公表の日から当該年度の3月31日まで、公表するものとする。

ただし、公表の期間が経過した後、1年間は閲覧の要求に応ずるものとする。

(契約の相手方の選定方法等)

第12条 特定随意契約を行う場合は、名簿に登載された者の中から、契約の種類、内容に応じて、契約規則及び次に定めるところにより契約の相手方を選定し、契約を締結するものとする。

(1) 契約を履行できる者が特定の1者に限られている場合

ア 名簿に登載された当該契約を履行できる者から見積書を徴取する。

イ 見積書を徴取する際には、特定随意契約を行う理由及び1者から見積書を徴取する理由を明確にするものとする。

ウ 徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、その者と当該契約を締結するものとする。

(2) 契約を履行できる者が複数存在する場合

次のいずれかの方法によるものとする。

ア 競争見積による場合

(ア) 当該契約を履行できる複数の者から見積書を徴取するものとする。

(イ) 見積書を徴取する際には、特定随意契約を行う理由を明確にするものとする。

(ウ) 徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内で、かつ、最低金額である者と当該契約を締結するものとする。

イ 提案による場合

(ア) 公募又は名簿に登録された者の中から契約を履行できる者を複数指名(以下「公募団体等」という。)し、当該公募団体等に対して、契約の相手方を選定するための評価に必要な契約の履行方法の提案等(製作できる物品の種類、仕様及び特徴、役務の提供手法、業務に従事する者の状況、当該公募団体等の経営状況等)を記載した書面(以下「契約履行提案書」という。)の提出要請を行い、提出された契約履行提案書の内容等から当該契約の履行について、最も適当と判断された者から見積書を徴取し、見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、その者と当該契約を締結するものとする。

(イ) 前(ア)における公募の要件、契約履行提案書及び審査の基準等は、特定随意契約を予定している課等において適宜定めるものとし、審査に当たっては、必要に応じ合議制の組織において審査するなど、その透明性を確保するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の千歳市における特定随意契約の
手続に関する要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜
修正の上使用することができる。